

「宅地造成等規制法」の規定に基づく

宅地造成に関する工事の許可

審査基準

令和3年2月15日

世田谷区

## 使用上の注意

この審査基準は、宅地造成等規制法第8条の規定による許可の基準を定めたものである。

以下の基準のほか災害防止の観点から支障がないかについて、個々の申請内容により審査を行うものとする。

なお、判断基準が法令の定めに尽くされているものは、原則として法文のみとした。

また、別途定める「宅地の安全性」を適宜参照すること。

## 標準処理期間

	法令根拠	標準処理期間
宅地造成の許可	宅地造成等規制法第8条	21日
宅地造成の変更許可	宅地造成等規制法第12条第1項	21日

(注) この期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始など区役所の閉庁日は含まない。

# 目 次

第 1 章	宅地造成等規制法の適用	1
第 2 章	宅地造成に関する工事の技術的基準等	6
第 1 節	地盤	8
第 2 節	擁壁	9
第 3 節	擁壁の構造	12
第 4 節	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造	13
第 5 節	練積み造の擁壁の構造	15
第 6 節	建築基準法施行令の準用	16
第 7 節	擁壁の水抜穴	17
第 8 節	任意に設置する擁壁	18
第 9 節	擁壁によっておおわれないがけ面の保護	19
第 10 節	排水施設	20
第 11 節	特殊材料または工法による擁壁	22
第 3 章	許可申請に必要な書類及び図面	23
第 4 章	準用する法令（抜粋）	24

## 第1章 宅地造成等規制法の適用

### 1. 土地利用にかかる宅地造成等規制法の適用範囲

(定義)

#### 宅地造成等規制法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。

(公共の用に供する施設)

#### 宅地造成等規制法施行令第2条

法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で国土交通省令で定めるものとする。

(公共の用に供する施設)

#### 宅地造成等規制法施行規則第1条

宅地造成等規制法施行令第2条の国土交通省令で定める施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、水道及び下水道とする。

宅地造成等規制法に基づき知事が指定した宅地造成工事規制区域内であっても、上記に示すような土地利用が行われる場合は、宅地造成等規制法は適用されない。

## 2. 造成規模にかかる宅地造成等規制法の適用範囲

(定義)

### 宅地造成等規制法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。

(定義等)

### 宅地造成等規制法施行令第1条

この政令（第3条を除く。）において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

- 2 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。
- 3 崖面の水平面に対する角度をがけの勾配とする。
- 4 小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。
- 5 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）を含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(宅地造成)

### 宅地造成等規制法施行令第3条

法第2条第2号の政令で定める土地の形質の変更は、次の各号に掲げるものとする。

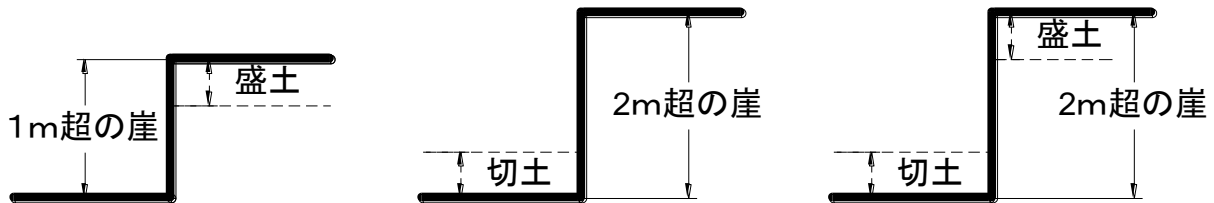
- 一 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるがけを生ずることとなるもの
- 二 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超えるがけを生ずることとなるもの
- 三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 四 前三号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルをこえるもの

宅地造成等規制法の許可が必要となる行為は、以下に示すような高さの「崖」を生じる切盛土行為又は造成面積（一団の切盛土面積）が 500 m<sup>2</sup>を超える造成工事を行う場合である。

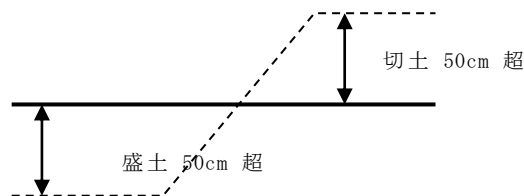
また、都市計画法に基づく開発許可や建築基準法に基づく工作物の確認が必要となる場合があるので、あわせて確認すること。

(1) 許可が必要な造成行為

① 崖を生じる切盛土行為(崖高が大きくなるもの)



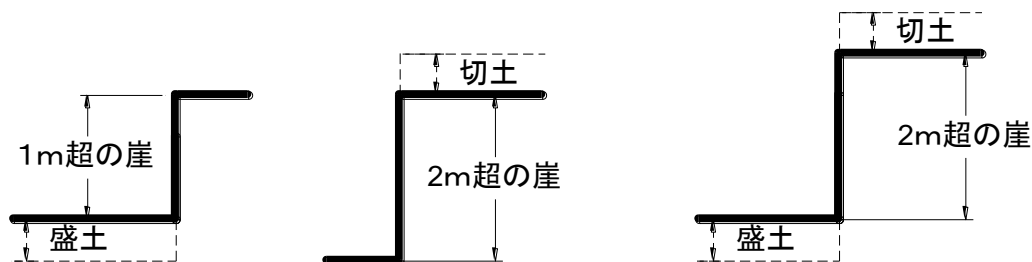
② 造成面積が 500 m<sup>2</sup>を超える造成工事



盛土又は切土高 50cm 以上

(2) 許可が不要な造成行為

① 既存の崖の崖高が小さくなる切盛土行為



② 建築物の一部が擁壁を兼ねる場合

③ 既に建築基準法の道路である部分を道路状に整備する場合

④ 既存の崖面を擁壁で補強する場合

⑤ 既存の擁壁を同位置で崖高を変更せずに造りかえる場合

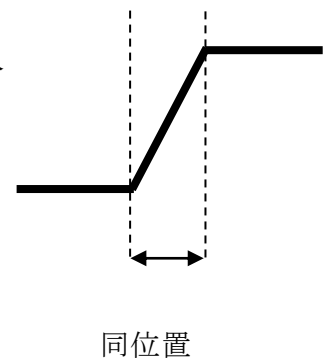
⑥ 既存の宅地において宅地の宅盤高さを変更せずに行う

必要最小限の階段・アプローチの設置もしくは撤去

⑦ 既存の宅地において宅地の宅盤高さを変更せずに行う

必要最小限の駐車場・駐輪場の設置もしくは撤去

⑧ 区の要綱等の指導による造成工事



### 3. 必要な手続き

(宅地造成に関する工事の許可)

#### 宅地造成等規制法第8条

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第一項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

#### 宅地造成等規制法第12条

第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第8条第1項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第8条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第1項又は第2項の場合における次条の規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第8条第1項本文の許可の内容とみなす。

(軽微な変更)

#### 宅地造成等規制法施行規則第26条

法第12条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 造成主、設計者又は工事施行者の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(許可又は不許可の通知)

**宅地造成等規制法第10条**

都道府県知事は、第8条第1項本文の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

「第3章 許可申請に必要な書類及び図面」を参照すること。



## 第2章 宅地造成に関する工事の技術的基準等

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

### 宅地造成等規制法第9条

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設、その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(擁壁、排水施設その他の施設)

### 宅地造成等規制法施行令第4条

法第9条第1項（法第12条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留めとする。

宅地造成等規制法第9条に示す技術的基準の詳細については、次節以降に示す。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

### 宅地造成等規制法施行令第16条

法第9条第2項（法第12条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルをこえる擁壁の設置
- 二 切土又は盛土をする土地の面積が1500平方メートルをこえる土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

### 宅地造成等規制法施行令第17条

法第9条第2項の政令で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。

三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者であること。

五 国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

（設計者の資格）

### **宅地造成等規制法施行規則第 23 条**

令第 17 条第 5 号の規定により、国土交通大臣が同条第 1 号から第 4 号までの規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が令第 17 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

## 第1節 地盤

(地盤において講ずる措置に関する技術的基準)

### 宅地造成等規制法施行令第5条

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次のとおりとする。

- 一 切土又は盛土（第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をする場合においては、がけの上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。
- 二 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置を講じること。
- 三 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透によるゆるみ、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつその層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。
- 四 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置を講ずること。

## 第2節 擁壁

(擁壁の設置に関する技術的基準)

### 宅地造成等規制法施行令第6条

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土（第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずるがけ面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

### 別表第一（第6条関係）

土質	軟岩 (風化の著しいものを除く。)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限	60°	40°	35°
擁壁を要する勾配の下限	80°	50°	45°

施行令第6条第1号に基づかない擁壁については、鉄筋コンクリート造を原則とし、やむを得ず重量ブロック積みの構造とする場合は、最大でも3段積みまでとし、基礎を設け、鉄筋で補強すること（資料編参照）。

(擁壁の設置の緩和)

### 東京都宅地造成等規制法施行細則第5条

知事は、切土または盛土をした土地の部分に生ずるがけ面について、当該がけの一部が河川、池、沼等の水面または農地、採草放牧地、森林等に接する場合で、災害防止上支障がないと認めたときは、令第6条の規定による擁壁の設置に代えて、次の各号に掲げる工法のいずれかをもって措置させることができる。

- 一 石積み工
- 二 編柵工、筋工または積苗工
- 三 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法

擁壁の設置の緩和は、がけの下端に続く土地が河川、池沼等の水面、広場、公園緑地、運動場、道路等（災害時、避難路、避難地になっているものを除く。）に供されているか、または供される予定のものであって、かつ、がけの下端から測ったそれらの水平な土地の部分の幅が、がけの高さの2倍以上の土地であるときのがけで、災害の防止上支障がないと判断される場合に適用する。（本規定は東京都が所管する）

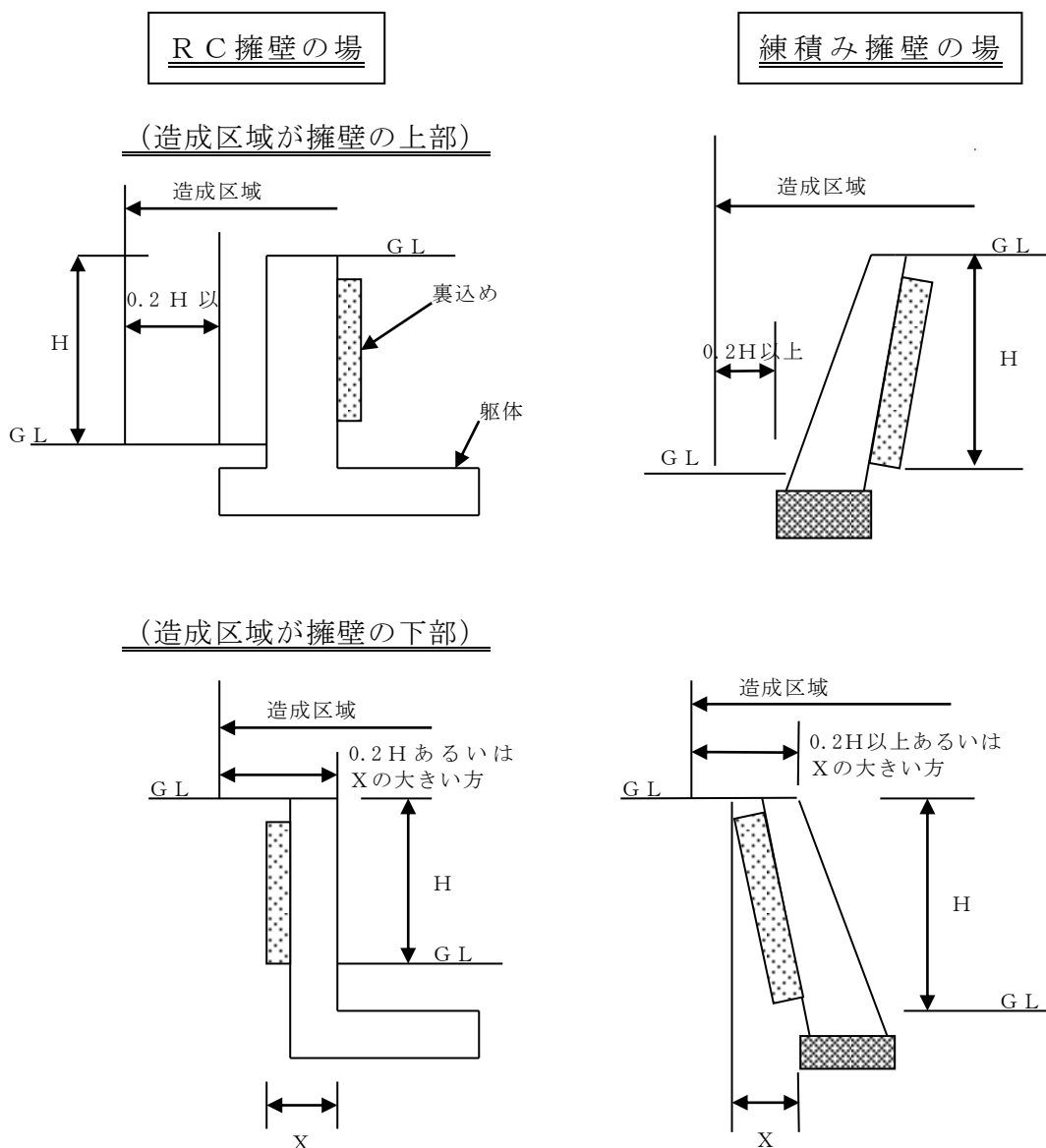
## 擁壁の配置計画

造成区域周囲の家屋等に隣接する擁壁については、隣接地との高低差が3 m以下になるように計画地盤高を設定すること。またやむを得ず地上高（H：見え高）3 mを超える擁壁を設置する場合には、隣接の土地所有者及び建物所有者の同意を得ること。

なお、同意が得られない場合、地上高（見え高）の20%以上の離隔を確保すること。（下図を参照）

ただし、施工上、隣地に影響がある場合は、同意を得ること。

### 地上高3 mを超える擁壁の離隔について（同意がとれない場合）



X：構造物、基礎及び裏込等の厚さの総厚

### 第3節 擁壁の構造（義務設置擁壁）

（擁壁の設置に関する技術的基準）

#### 宅地造成等規制法施行令第6条第1項

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする事。

本条は、義務設置の擁壁の構造に関する規定である。すなわち、宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号の規定によって設置される擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

## 第4節 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

### 宅地造成等規制法施行令第7条

前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
  - 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
  - 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
  - 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
  - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
  - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
  - 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎杭を用いた場合においては、土圧等によって基礎杭に生ずる応力が基礎杭の許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
  - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎杭の許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
  - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。



**別表第二**（第七条関係）

土 質	単位体積重量(1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8 トン (17.7kN)	0.35
砂質土	1.7 トン (16.7kN)	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6 トン (15.7kN)	0.50

**別表第三**（第七条関係）

土 質	摩擦係数
砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

擁壁の構造については、宅地造成等規制法、準用する建築基準法及び関係告示を満たすことを計算書で示すこと。また、使用材料・施工方法・試験等、法等の規定を満たすことが確認できるよう、図面に明記すること。

## 第5節 練積み造の擁壁の構造

(練積み造の擁壁の構造)

### 宅地造成等規制法施行令第8条

第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、がけの土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

## 第6節 建築基準法施行令の準用

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

### 宅地造成等規制法施行令第9条

第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

擁壁の構造については、宅地造成等規制法、準用する建築基準法及び関係告示を満たすことを計算書で示すこと。また、使用材料・施工方法・試験等、法等の規定を満たすことが確認できるよう、図面に明記すること。

## 第7節 擁壁の水抜穴

(擁壁の水抜穴)

### 宅地造成等規制法施行令第10条

第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

## 第8節 任意に設置する擁壁

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

### 宅地造成等規制法施行令第11条

法第8条第1項本文又は第12条第1項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの（第6条の規定によるものを除く。）については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

擁壁の構造については、宅地造成等規制法、準用する建築基準法及び関係告示を満たすことを計算書で示すこと。また、使用材料・施工方法・試験等、法等の規定を満たすことが確認できるよう、図面に明記すること。

## 第9節 擁壁によっておおわれないがけ面の保護

(崖面について講ずる措置に関する技術的基準)

### 宅地造成等規制法施行令第12条

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

宅地造成によって生じるがけ面について、擁壁設置の義務が課せられない場合でも、風化、雨水、その他地表水による浸食から崖面を保護するために適切な保護工を行わなければならない。本条に示されている以外の保護工としては、芝以外の植物による緑化工、コンクリート吹き付け、ブロック張り工、法枠工等が考えられる。これらの工事を行う場合も、施工は適切な材料等を用い、適切な施工を行うようにすること。特に法枠工の場合、設置されるアンカーの径、長さ、地盤改良等に十分配慮すること。

## 第10節 排水施設

(排水施設の設置に関する技術的基準)

### 宅地造成等規制法施行令第13条

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
  - イ 管渠の始まる箇所
  - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)
  - ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールは、ふたが設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

(技術的基準の付加)

### 東京都宅地造成等規制法施行細則第6条

令第13条の規定により設置しなければならない排水施設の管渠の勾配及び断面積は少なくとも、1時間あたりの降雨量を60ミリメートル、流出係数を知事が別に定める値として算定した雨水その他の地表水の流出量により決定したものでなければならない。

雨水その他の地表水を有効に排除できるか否かを判断するため、接続先の水路等の既存排水施設の管理者の同意書等（排水端末接続許可書など）を添付すること。

なお、排水施設の設計には、『都市計画法』の規定に基づく開発行為の許可に関する審査基準（世田谷区）の規定を準用すること。また、雨水排水の処理のために設置する浸透ます・浸透トレンチや雨水調整池の規模の計算については、「資料 浸透ます・トレンチの規模計算」及び「資料 雨水調整池容量の計算例」を参照すること。



## 第 1 1 節 特殊材料または工法による擁壁

(特殊の材料又は工法による擁壁)

### 宅地造成等規制法施行令第 1 4 条

構造材料又は構造方法が第 6 条第 1 項第 2 号及び第 7 条から第 10 条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

本条の規定により国土交通大臣の認定を得た「特殊材料または工法による擁壁」を採用する場合は、認定条件に適合することを確認できる資料を添付すること（認定書の写し、認定内容を確認できる資料、築造する擁壁が認定内容に適合することを確認できるもの等）

認定条件を逸脱するものについては、第 1 4 条は適用できない。第 6 条第 1 項第 2 号及び第 7 条から第 10 条までの規定を満たすこと。

### 第3章 許可申請に必要な書類及び図面

「宅地造成許可申請の手引き」参照。

## 第4章 準用する法令（抜粋）

主要なものを以下に記載する。詳細は、最新の法令・告示で確認すること。

### 建築基準法

（目的）

**第1条** この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

### 建築基準法施行令

（構造設計の原則）

**第36条の3** 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱（じん）性をもたすべきものとする。

（別の建築物とみなすことができる部分）

**第36条の4** 法第20条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

（構造部材の耐久）

**第37条** 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

（基礎）

**第38条** 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法【平成12年5月23日建設省告示第1347号】を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ十三メートル又は延べ面積三千平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積一平方メートルにつき百キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎

ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端)を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等)

**第39条** 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 (省略)

4 (省略)

(適用の範囲)

**第51条** この節の規定は、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造(補強コンクリートブロック造を除く。以下この項及び第四項において同じ。)の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の組積造の構造部分に適用する。ただし、高さ十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下の建築物の部分で、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強され、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、適用しない。

2～4 (省略)

(組積造の施工)

**第52条** 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 (省略)

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

(構造耐力上主要な部分等のささえ)

**第62条** 組積造である構造耐力上主要な部分又は構造耐力上主要な部分でない組積造の壁で高さが二メートルをこえるものは、木造の構造部分でささえなくてはならない。

(適用の範囲)

**第71条** この節の規定は、鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄筋コンクリート造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。

2 (省略)

(コンクリートの材料)

**第72条** 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(鉄筋の継手及び定着)

**第73条** 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
- 二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「二十五倍」とあるのは「三十倍」と、「四十倍」とあるのは「五十倍」とする。

(コンクリートの強度)

**第74条** 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、九ニュートン）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準【昭和56年6月1日

**建設省告示第1102号**】に適合するものであること。

2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験【**昭和56年6月1日建設省告示第1102号**】によらなければならない。

3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

**第75条** コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

**第79条** 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

(無筋コンクリート造に対する第四節及び第六節の規定の準用)

**第80条** 無筋コンクリート造の建築物又は無筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物の無筋コンクリート造の構造部分については、この章の第四節(第五十二条を除く。)の規定並びに第七十一条(第七十九条に関する部分を除く。)、第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を準用する。

(構造方法に関する補則)

**第80条の2** 第三節から前節までに定めるもののほか、国土交通大臣が、次の各号に掲げる建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従つた構造としなければならない。

一 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるもの

二 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分

(鋼材等)

第90条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

一 (省略)

二

許容応力度種類		長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	引張り		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		F / 1.5 (当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F / 1.5 (当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F / 1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F	F	F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五)
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	F / 1.5 (当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F / 1.5 (当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F / 1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F	F	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
	径二十八ミリメートルを超えるもの	F / 1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F / 1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F / 1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F	F	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金		—	F / 1.5	F / 1.5	—	F (ただし、床版に用いる	F

網					場合に限る。)	
この表において、Fは、表一に規定する基準強度【平成12年12月26日建設省告示第2464号】を表すものとする。						

(コンクリート)

**第91条** コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F / 3	F / 30 (Fが二一を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)【平成12年5月31日建設省告示第1450号】		〇・七 (軽量骨材を使用するものにあつては、〇・六)				長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍 (Fが二一を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。

この表において、Fは、設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

(地盤及び基礎ぐい)

**第93条** 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法【平成13年7月2日国土交通省告示第1113号】によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍と
固結した砂	五〇〇	



土丹盤	三〇〇	する。
密実な礫（れき）層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

（補則）

**第94条** 第八十九条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

（仮囲い）

**第136条の2の20** 木造の建築物で高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの又は木造以外の建築物で二以上の階数を有するものについて、建築、修繕、模様替又は除却のための工事（以下この章において「建築工事等」という。）を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲にその地盤面（その地盤面が工事現場の周辺の地盤面より低い場合においては、工事現場の周辺の地盤面）からの高さが一・八メートル以上の板塀その他これに類する仮囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は工事現場の周辺若しくは工事の状況により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

（根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止）

**第136条の3** 建築工事等において根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事を行なう場合においては、あらかじめ、地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

2 建築工事等における地階の根切り工事その他の深い根切り工事（これに伴う山留め工事を含む。）は、地盤調査による地層及び地下水の状況に応じて作成した施工図に基づいて行なわなければならない。

3 建築工事等において建築物その他の工作物に近接して根切り工事その他土地の掘削を行なう場合においては、当該工作物の基礎又は地盤を補強して構造耐力の低下

を防止し、急激な排水を避ける等その傾斜又は倒壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

4 建築工事等において深さ一・五メートル以上の根切り工事を行なう場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。この場合において、山留めの根入れは、周辺の地盤の安定を保持するために相当な深さとしなければならない。

5 前項の規定により設ける山留めの切ばり、矢板、腹起しその他の主要な部分は、土圧に対して、次に定める方法による構造計算によつた場合に安全であることが確かめられる最低の耐力以上の耐力を有する構造としなければならない。

一 次に掲げる方法によつて土圧を計算すること。

イ 土質及び工法に応じた数値によること。ただし、深さ三メートル以内の根切り工事を行う場合においては、土を水と仮定した場合の圧力の五十パーセントを下らない範囲でこれと異なる数値によることができる。

ロ 建築物その他の工作物に近接している部分については、イの数値に当該工作物の荷重による影響に相当する数値を加えた数値によること。

二 前号の規定によつて計算した土圧によつて山留めの主要な部分の断面に生ずる応力度を計算すること。

三 前号の規定によつて計算した応力度が、次に定める許容応力度を超えないことを確かめること。

イ 木材の場合にあつては、第89条（第3項を除く。）又は第94条の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度と短期に生ずる力に対する許容応力度との平均値。ただし、腹起しに用いる木材の許容応力度については、国土交通大臣が定める許容応力度によることができる。

ロ 鋼材又はコンクリートの場合にあつては、それぞれ第90条若しくは第94条又は第91条の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度

6 建築工事等における根切り及び山留めについては、その工事の施工中必要に応じて点検を行ない、山留めを補強し、排水を適当に行なう等これを安全な状態に維持するための措置を講ずるとともに、矢板等の抜取りに際しては、周辺の地盤の沈下による危害を防止するための措置を講じなければならない。

（基礎工事用機械等の転倒による危害の防止）

**第136条の4** 建築工事等において次に掲げる基礎工事用機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものに限る。）又は移動式クレーン（吊（つ）り上げ荷重が〇・五トン以上のものに限る。）を使用する場合においては、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

一 くい打機

二 くい抜機

- 三 アース・ドリル
- 四 リバース・サーキュレーション・ドリル
- 五 せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。）
- 六 アース・オーガー
- 七 ペーパー・ドレーン・マシン
- 八 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通大臣が定める  
基礎工事用機械  
(落下物に対する防護)

**第136条の5** 建築工事等において工事現場の境界線からの水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが三メートル以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合においては、ダストシユートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。

- 2 建築工事等を行なう場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面から高さが七メートル以上にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によつて工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通大臣の定める基準に従つて、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

(建て方)

**第136条の6** 建築物の建て方を行なうに当たつては、仮筋かいを取り付ける等荷重又は外力による倒壊を防止するための措置を講じなければならない。

- 2 鉄骨造の建築物の建て方の仮締は、荷重及び外力に対して安全なものとしなければならない。

(工所用材料の集積)

**第136条の7** 建築工事等における工所用材料の集積は、その倒壊、崩落等による危害の少ない場所に安全にしなければならない。

- 2 建築工事等において山留めの周辺又は架構の上に工所用材料を集積する場合には、当該山留め又は架構に予定した荷重以上の荷重を与えないようにしなければならない。

(火災の防止)

**第136条の8** 建築工事等において火気を使用する場合においては、その場所に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じなければならない。

(擁壁)

**第142条** 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができる

ものとして国土交通大臣が定めた構造方法【平成12年5月31日建設省告示第1449号】を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
  - 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
  - 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
  - 四 次項において準用する規定（第七章の八（第百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
  - 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。
- 2 擁壁については、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条（第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。）、第80条の2並びに第七章の八（第136条の6を除く。）の規定を準用する。

## 建築基準法関係告示（抜粋）

### ○建築基準法施行令第七十四条第一項第二号の規定に基づく設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準及び同条第二項の規定に基づくコンクリートの強度試験

（昭和五十六年六月一日）

（建設省告示第千百二号）

改正 平成一二年 五月三十一日建設省告示 第一四六二号

同 二八年 三月一七日国土交通省告示第 五〇二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十四条第一項第二号の規定に基づき、設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準を次の第一のように定め、同条第二項の規定に基づき、コンクリートの強度試験を次の第二のように指定する。

第一 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

二 コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に十分の七を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が九十一日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

三 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で標準養生（水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。）を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値にセメントの種類及び養生期間中の平均気温に応じて次の表に掲げる構造体強度補正值を加えて得た数値以上であること。

セメントの種類		養生期間中の平均気温	構造体強度補正值
普通ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	6
		$10 \leq \theta < 25$ の場合	3
		$\theta < 10$ の場合	6
	$36 < F_c \leq 48$ の場合	$15 \leq \theta$ の場合	9
		$\theta < 15$ の場合	6
	$48 < F_c \leq 60$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	12

		$\theta < 25$ の場合	9
	60 < Fc ≤ 80の場合	25 ≤ $\theta$ の場合	15
		15 ≤ $\theta < 25$ の場合	12
		$\theta < 15$ の場合	9
早強ポルトランドセメント	Fc ≤ 36の場合	5 ≤ $\theta$ の場合	3
		$\theta < 5$ の場合	6
中庸熱ポルトランドセメント	Fc ≤ 36の場合	10 ≤ $\theta$ の場合	3
		$\theta < 10$ の場合	6
	36 < Fc ≤ 60の場合	—	3
	60 < Fc ≤ 80の場合	—	6
低熱ポルトランドセメント	Fc ≤ 36の場合	15 ≤ $\theta$ の場合	3
		$\theta < 15$ の場合	6
	36 < Fc ≤ 60の場合	5 ≤ $\theta$ の場合	0
		$\theta < 5$ の場合	3
60 < Fc ≤ 80の場合	—	3	
高炉セメントB種	Fc ≤ 36の場合	25 ≤ $\theta$ の場合	6
		15 ≤ $\theta < 25$ の場合	3
		$\theta < 15$ の場合	6
フライアッシュセメントB種	Fc ≤ 36の場合	25 ≤ $\theta$ の場合	6
		10 ≤ $\theta < 25$ の場合	3
		$\theta < 10$ の場合	6
この表において、Fc及び $\theta$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。			
Fc 設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
$\theta$ 養生期間中の平均気温 (単位 摂氏度)			

第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本工業規格A—一〇八 (コンクリートの圧縮強度試験方法) —二〇一二
- 二 日本工業規格A—一〇七 (コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法) —二〇一二のうちコアの強度試験方法

附 則

昭和四十六年建設省告示第百十号の一部を次のように改正する。

(「次のよう」略)

附 則 (平成一二年五月三十一日建設省告示第一四六二号)

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一七日国土交通省告示第五〇二号)

この告示は、公布の日から施行する。

## ○建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件

(平成十二年五月二十三日)

(建設省告示第千三百四十七号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十八条第三項及び第四項の規定に基づき、建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を次のように定める。

### 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。)が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

一 木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類するもの又は延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類するものに用いる基礎である場合

二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一平方メートルにつき七十キロニュートン以上の場合であつて、木造建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分のうち、令第四十二条第一項ただし書の規定により土台を設けないものに用いる基礎である場合

三 門、塀その他これらに類するものの基礎である場合

2 建築物の基礎を基礎ぐいを用いた構造とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 基礎ぐいは、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支えるよう配置すること。

二 木造の建築物若しくは木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分(平家建ての建築物で延べ面積が五十平方メートル以下のものを除く。)の土台の下又は組積造の壁若しくは補強コンクリートブロック造の耐力壁の下にあつては、一体の鉄筋コンクリート造(二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。以下同じ。)の基礎ばりを設けること。

三 基礎ぐいの構造は、次に定めるところによるか、又はこれらと同等以上の支持力を有するものとする。

イ 場所打ちコンクリートぐいとする場合にあつては、次に定める構造とすること。

(1) 主筋として異形鉄筋を六本以上用い、かつ、帯筋と緊結したもの

(2) 主筋の断面積の合計のぐい断面積に対する割合を〇・四パーセント以上としたもの

ロ 高強度プレストレストコンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格A五三三七(プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい)——九九五に適合するものとする。

ハ 遠心力鉄筋コンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格A五三一〇(遠心力鉄筋コンクリートぐい)——九九五に適合するものとする。

ニ 鋼管ぐいとする場合にあつては、ぐいの肉厚は六ミリメートル以上とし、かつ、ぐいの直径の百分の一以上とすること。

第二 令第三十八条第四項に規定する建築物の基礎の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。

二 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。

### 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

## ○煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を改める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百四十九号)

改正 平成一二年一二月二六日建設省告示 第二四六五号

同 一九年 五月一八日国土交通省告示第 六二〇号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十九条第一項第四号イ(同令第四百零二条第二項、第四百零一条第二項及び第四百零三条第二項において準用する場合を含む。)及び第四百零二条第一項第五号の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの安全性を確かめるための構造計算の基準を第一から第三までに定め、同令第百三十九条第一項第三号(同令第四百零二条第二項、第四百零一条第二項及び第四百零三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、高さが六十メートルを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を第四に定める。

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を改める件

第三 令第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第七条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は実験その他の特別な研究による場合にあっては、この限りでない。

- 一 宅地造成等規制法施行令第六条第一項各号のいずれかに該当するがけ面に設ける擁壁
- 二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたがけ面に設ける擁壁
- 三 宅地造成等規制法施行令第八条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁
- 四 宅地造成等規制法施行令第十四条の規定に基づき、同令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

第四 煙突等及び広告塔等のうち高さが六十メートルを超えるものの構造計算の基準は、平成十二年建設省告示第千四百六十一号(第二号ハ、第三号ロ及び第八号を除く。)に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。

### 附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 昭和三十六年建設省告示第千四百四号は、廃止する。

附 則 (平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一九年五月一八日国土交通省告示第六二〇号)

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。



○コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百五十号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十一条及び第九十七条の規定に基づき、コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。

コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第九十一条第一項に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、次のとおりとする。

一 長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、鉄筋の使用位置及び令第七十四条第一項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度(以下「設計基準強度」という。)に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値とする。ただし、コンクリート中に設置した異形鉄筋の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の三分の一の数値とすることができる。

鉄筋の使用位置		設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	
		二二・五以下の場合	二二・五を超える場合
(一)	はりの上端	$(1/15) F$	$0.9 + (2/75) F$
(二)	(一)に示す位置以外の位置	$(1/10) F$	$1.35 + (1/25) F$

この表において、Fは、設計基準強度を表すものとする。

二 短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の二倍の数値とする。

第二 令第九十一条第一項に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + (F/100)$$

(この式において、 $F_s$ 及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

$F_s$  コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

F 設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

第三 令第九十七条に規定する異形鉄筋を用いた場合のコンクリートの付着に対する材料強度は、第一第一号に定める数値の三倍の数値とする。

2 令第九十七条に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの引張り及びせん断に対する材料強度は、第二に定める数値の三倍の数値とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

## ○鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

(平成十二年十二月二十六日)

(建設省告示第二千四百六十四号)

改正 平成一二年一二月二六日建設省告示 第二四六五号

同 一三年一月一五日国土交通省告示第一六三九号

同 一四年 七月二三日同 第 六六五号

同 一九年 五月一八日同 第 六二三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条、第九十二条、第九十六条及び第九十八条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

### 第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
丸鋼	SR二三五	二三五
	SRR二三五	
	SR二九五	二九五
異形鉄筋	SDR二三五	二三五
	SD二九五A	二九五
	SD二九五B	
	SD三四五	三四五
	SD三九〇	三九〇

### 第三 鋼材等の材料強度の基準強度

- 一 鋼材等の材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、第一の表の数値とする。  
ただし、炭素鋼の構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるJISに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ一・一倍以下の数値とすることができる。
- 二 法第三十七条第一号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち第一の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等の材料強度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 三 第一第三号の規定は、前二号の場合に準用する。

### 第四 溶接部の材料強度の基準強度

- 一 溶接部の材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、第二の表の数値とする。  
ただし、炭素鋼の構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるJISに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ一・一倍以下の数値とすることができる。
- 二 法第三十七条第一号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち第二の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材に係る溶接部の材料強度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

#### 附 則 抄

- 1 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号は、廃止する。

附 則 （平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一九年五月一八日国土交通省告示第六二三号）

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

## ○地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第93条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第11に、その結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第2から第6に定め、並びに同令第94条の規定に基づき、地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度を第7に、くい体又は地盤アンカー一体に用いる材料の許容応力度を第8に定める。

平成13年7月2日 国土交通省告示第1113号  
 改正 平成17年7月21日 国土交通省告示第690号  
 改正 平成19年9月27日 国土交通省告示第1232号  
 改正 令和元年6月19日 国土交通省告示第203号

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件

第1 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ボーリング調査
- 二 標準貫入試験
- 三 静的貫入試験
- 四 ベーン試験
- 五 土質試験
- 六 物理探査
- 七 平板載荷試験
- 八 載荷試験
- 九 くい打ち試験
- 十 引抜き試験

第2 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の(一)項、(二)項又は(三)項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化する場合又は(三)項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方2メートル以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が1キロニュートン以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方2メートルを超え5メートル以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が500ニュートン以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(一)	$q_a = \frac{1}{3} (i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$q_a = \frac{2}{3} (i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
(二)	$q_a = q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_3 D_f$	$q_a = 2 q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_3 D_f$
(三)	$q_a = 30 + 0.6 \overline{N_{sw}}$	$q_a = 60 + 1.2 \overline{N_{sw}}$

この表において、 $q_a$ 、 $i_c$ 、 $i_\gamma$ 、 $i_q$ 、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $C$ 、 $B$ 、 $N_c$ 、 $N_\gamma$ 、 $N_q$ 、 $\gamma_1$ 、 $\gamma_2$ 、 $D_f$ 、 $q_t$ 、 $N'$ 及び $\overline{N_{sw}}$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$q_a$  地盤の許容応力度(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

$i_c$ 、 $i_\gamma$ 及び $i_q$  基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値

$$i_c = i_q = (1 - \theta/90)^2$$

$$i_\gamma = (1 - \theta/\varphi)^2$$

これらの式において、 $\theta$ 及び $\varphi$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\theta$  基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角( $\theta$ が $\varphi$ を超える場合は、 $\varphi$ とする。)(単位 度)

$\varphi$  地盤の特性によって求めた内部摩擦角(単位 度)

$\alpha$ 及び $\beta$  基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

係数	基礎荷重面の形状	
	円形	円形以外の形状
$\alpha$	1.2	$1.0 + 0.2 \frac{B}{L}$
$\beta$	0.3	

$$0.5 - 0.2 \frac{B}{L}$$

この表において、B及びLは、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ(単位メートル)を表すものとする。

C 基礎荷重面下にある地盤の粘着力(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

B 基礎荷重面の短辺又は短径(単位メートル)

Nc、Ny及びNq 地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

内部摩擦角	0度	5度	10度	15度	20度	25度	28度	32度	36度	40度以上
支持力係数										
Nc	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
Ny	0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
Nq	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じたNc、Ny及びNqは、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

$\gamma_1$  基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量(単位 1立方メートルにつきキロニュートン)

$\gamma_2$  基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量(単位 1立方メートルにつきキロニュートン)

D<sub>f</sub> 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ(単位メートル)

q<sub>t</sub> 平板載荷試験による降伏荷重の2分の1の数値又は極限応力度の3分の1の数値のうちいずれか小さい数値(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

N' 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

地盤の種類	密実な砂質地盤	砂質地盤(密実なものを除く。)	粘土質地盤
係数			
N'	12	6	3

N<sub>sw</sub> 基礎の底部から下方2メートル以内の距離にある地盤のスウェーデン式サウンディングにおける1メートルあたりの半回転数(150を超える場合は150とする。)の平均値(単位 回)

第3 セメント系固着材を用いて改良された地盤の改良体(セメント系固着材を改良前の地盤と混合し固結したものをいう。以下同じ。)の許容応力度を定める方法は、次の表に掲げる改良体の許容応力度によるものとする。この場合において、改良体の設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下第31において同じ。)、改良体から切り取ったコア供試体若しくはこれに類する強度に関する特性を有する供試体について行う強度試験により得られた材齢が28日の供試体の圧縮強度の数値又はこれと同程度に構造耐力上支障がないと認められる圧縮強度の数値以下とするものとする。

長期に生ずる力に対する改良体の許容応力度(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する改良体の許容応力度(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)
$\frac{1}{3} F$	$\frac{2}{3} F$

この表において、Fは、改良体の設計基準強度(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)を表すものとする。

第4 第2及び第3の規定にかかわらず、地盤の許容応力度を定める方法は、適用する改良の方法、改良の範囲及び地盤の種類ごとに、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じた平板載荷試験又は載荷試験の結果に基づいて、次の表に掲げる式によることができるものとする。

長期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合
$q_a = \frac{1}{3} q_b$	$q_a = \frac{2}{3} q_b$

この表において、q<sub>a</sub>及びq<sub>b</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q<sub>a</sub> 改良された地盤の許容応力度(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

q<sub>b</sub> 平板載荷試験又は載荷試験による極限応力度(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

第5 基礎ぐいの許容支持力を定める方法は、基礎ぐいの種類に応じて、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 支持ぐいの許容支持力は、打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法、リバースサーキュレーション工法若しくはオールケーシング工法による場所打ちコンクリートぐい(以下「アースドリル工法等による場所打ちぐい」という。)の場合にあっては、次の表の(一)項又は(二)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあっては(二)項の式)、その他の基礎ぐいの場合にあっては、次の表の(一)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。)によりそれぞれ計算した地盤の許容支持力又はぐい体の許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、同表の(一)項の長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力は、同表の(一)項の短期に生ずる力に対する地盤の許容支

持力の数値未満の数値で、かつ、限界沈下量(載荷試験からくい頭荷重の載荷によって生ずるくい頭沈下量を求め、くい体及び建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないと認められる場合におけるくい頭沈下量をいう。以下同じ。)に対応したくい頭荷重の数値とすることができる。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力
(一)	$R_a = \frac{1}{3} R_u$	$R_a = \frac{2}{3} R_u$
(二)	$R_a = q_p A_p + \frac{1}{3} R_f$	$R_a = 2 q_p A_p + \frac{2}{3} R_f$

この表において、 $R_a$ 、 $R_u$ 、 $q_p$ 、 $A_p$ 及び $R_f$ は、それぞれ次の数値を表すものとする

$R_a$  地盤の許容支持力(単位 キロニュートン)

$R_u$  載荷試験による極限支持力(単位 キロニュートン)

$q_p$  基礎ぐいの先端の地盤の許容応力度(次の表の上欄に掲げる基礎ぐいにあつては、下欄の当該各項に掲げる式により計算した数値とする。)(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

基礎ぐいの種類	基礎ぐいの先端の地盤の許容応力度
打込みぐい	$q_p = \frac{300}{3} \bar{N}$
セメントミルク工法による埋込みぐい	$q_p = \frac{200}{3} \bar{N}$
アースドリル工法等による場所打ちぐい	$q_p = \frac{150}{3} \bar{N}$

この表において、 $\bar{N}$ は、基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値(60を超えるときは60とする。)(単位 回)を表すものとする。

$A_p$  基礎ぐいの先端の有効断面積(単位 平方メートル)

$R_f$  次の式により計算した基礎ぐいとその周囲の地盤(地震時に液状化するおそれのある地盤を除き、軟弱な粘土質地盤又は軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤にあつては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめたもの)に限る。以下この表において同じ。)との摩擦力(単位 キロニュートン)

$$R_f = \left( \frac{10}{3} \bar{N}_s L_s + \frac{1}{2} \bar{q}_c L_c \right) \phi$$

この式において、 $\bar{N}_s$ 、 $L_s$ 、 $\bar{q}_c$ 、 $L_c$ 及び $\phi$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\bar{N}_s$  基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数(30を超えるときは30とする。)(単位 回)

$L_s$  基礎ぐいとその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計(単位 メートル)

$\bar{q}_c$  基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度(200を超えるときは200とする。)(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

$L_c$  基礎ぐいとその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計(単位 メートル)

$\phi$  基礎ぐいの周囲の長さ(単位 メートル)

二 摩擦ぐいの許容支持力は、打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法等による場所打ちぐいの場合にあつては、次の表の(一)項又は(二)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあつては(二)項の式)、その他の基礎ぐいの場合にあつては、次の表の(一)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。)によりそれぞれ計算した基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力又はくい体の許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、同表の(一)項の長期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力は、同表の(一)項の短期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力の数値未満の数値で、かつ、限界沈下量に対応したくい頭荷重の数値とすることができる。

	長期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力	短期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力
(一)	$R_a = \frac{1}{3} R_u$	$R_a = \frac{2}{3} R_u$
(二)	$R_a = \frac{1}{3} R_f$	$R_a = \frac{2}{3} R_f$



この表において、 $R_a$ は、基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力(単位 キロニュートン)を、 $R_u$ 及び $R_f$ はそれぞれ前号に掲げる数値を表すものとする。

三 基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力は、打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法等による場所打ちぐいの場合にあっては、次の表の(一)項又は(二)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあっては(二)項の式)、その他の基礎ぐいの場合にあっては、次の表の(一)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。)によりそれぞれ計算した地盤の引抜き方向の許容支持力又はくいの許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。

	長期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力
(一)	$R_a = \frac{1}{3} R_u + w_p$	$R_a = \frac{2}{3} R_u + w_p$
(二)	$R_a = \frac{4}{15} R_f + w_p$	$R_a = \frac{8}{15} R_f + w_p$

この表において、 $R_a$ 、 $R_u$ 、 $R_f$ 及び $w_p$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$R_a$  地盤の引抜き方向の許容支持力(単位 キロニュートン)

$R_u$  引抜き試験により求めた極限引抜き抵抗力(単位 キロニュートン)

$R_f$  第一号に掲げる $R_f$ (単位 キロニュートン)

$w_p$  基礎ぐいの有効自重(基礎ぐいの自重より実況によって求めた浮力を減じた数値をいう。)(単位 キロニュートン)

第6 第5の規定にかかわらず、基礎ぐいの許容支持力又は基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力を定める方法は、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて次に定めるところにより求めた数値によることができるものとする。

一 基礎ぐいの許容支持力は、次の表に掲げる式により計算した地盤の許容支持力又は基礎ぐいの許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、地盤の許容支持力は、適用する地盤の種類及び基礎ぐいの構造方法ごとに、それぞれ基礎ぐいをを用いた載荷試験の結果に基づき求めたものとする。

長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力
$R_a = \frac{1}{3} \{ \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q}_0 L_c) \phi \}$	$R_a = \frac{2}{3} \{ \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q}_0 L_c) \phi \}$

この表において、 $R_a$ 、 $\bar{N}$ 、 $A_p$ 、 $\bar{N}_s$ 、 $L_s$ 、 $\bar{q}_0$ 、 $L_c$ 、 $\phi$ 、 $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$R_a$  地盤の許容支持力(単位 キロニュートン)

$\bar{N}$  基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値(60を超えるときは60とする。)(単位 回)

$A_p$  基礎ぐいの先端の有効断面積(単位 平方メートル)

$\bar{N}_s$  基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値(単位 回)

$L_s$  基礎ぐいとその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計(単位 メートル)

$\bar{q}_0$  基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

$L_c$  基礎ぐいとその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計(単位 メートル)

$\phi$  基礎ぐいの周囲の長さ(単位 メートル)

$\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$  基礎ぐいの先端付近の地盤又は基礎ぐいの周囲の地盤(地震時に液状化するおそれのある地盤を除き、軟弱な粘土質地盤又は軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめたものに限る。)の実況に応じた載荷試験により求めた数値

二 基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力は、次の表に掲げる式により計算した地盤の引抜き方向の許容支持力又は基礎ぐいの許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、地盤の引抜き方向の許容支持力は、適用する地盤の種類及び基礎ぐいの構造方法ごとに、それぞれ基礎ぐいをを用いた引抜き試験の結果に基づき求めたものとする。

長期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力
$R_a = \frac{1}{3} \{ \kappa \bar{N} A_p + (\lambda \bar{N}_s L_s + \mu \bar{q}_0 L_c) \phi \} + w_p$	$R_a = \frac{2}{3} \{ \kappa \bar{N} A_p + (\lambda \bar{N}_s L_s + \mu \bar{q}_0 L_c) \phi \} + w_p$

この表において、 $R_a$ 、 $\bar{N}$ 、 $A_p$ 、 $\bar{N}_s$ 、 $L_s$ 、 $\bar{q}_0$ 、 $L_c$ 、 $\phi$ 、 $w_p$ 、 $\kappa$ 、 $\lambda$ 及び $\mu$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$R_a$  地盤の引抜き方向の許容支持力(単位 キロニュートン)

$\bar{N}$  基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値(60を超えるときは60とする。)(単位 回)

$A_p$  基礎ぐいの先端の有効断面積(単位 平方メートル)

$\bar{N}_s$  基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値(単位 回)

$L_s$  基礎ぐいとその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計(単位 メートル)

$\bar{q}_0$  基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

$L_c$  基礎ぐいとその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計(単位 メートル)

$\phi$  基礎ぐいの周囲の長さ(単位 メートル)

$w_p$  基礎ぐいの有効自重(基礎ぐいの自重より実況によって求めた浮力を減じた数値をいう。)(単位 キロニュートン)

$\kappa$ 、 $\lambda$ 及び $\mu$  基礎ぐいの先端付近の地盤又は基礎ぐいの周囲の地盤(地震時に液状化するおそれのある地盤を除き、軟弱な粘土質地盤又は軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめたものに限る。)の実況に応じた引抜き試験により求めた数値

第7 地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度は、鉛直方向に用いる場合に限り、次の表に掲げる式により計算した地盤の引抜き方向の許容支持力又は地盤アンカー体の許容耐力のうちいずれか小さな数値を地盤アンカー体の種類及び形状により求められる有効面積で除した数値によらなければならない。

長期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力
$R_a = \frac{1}{3} R_u$	$R_a = \frac{2}{3} R_u$
この表において、 $R_a$ 及び $R_u$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $R_a$ 地盤の引抜き方向の許容支持力(単位 キロニュートン) $R_u$ 第1に定める引抜き試験により求めた極限引抜き抵抗力(単位 キロニュートン)	

第8 くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度は、次に掲げるところによる。

一 場所打ちコンクリートぐいを用いるコンクリートの許容応力度は、くい体の打設の方法に応じて次の表の数値によらなければならない。この場合において、建築基準法施行令(以下「令」という。)第74条第1項第二号に規定する設計基準強度(以下第8において単に「設計基準強度」という。)は1平方ミリメートルにつき18ニュートン以上としなければならない。

くい体の打設の方法	長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)		
	圧縮	せん断	付着	圧縮	せん断	付着
(一) 掘削時に水若しくは泥水を使用しない方法によって打設する場合又は強度、寸法及び形状をくい体の打設の状況を考慮した強度試験により確認できる場合	$\frac{F}{4}$	$\frac{F}{40}$ 又は $\frac{3}{4} \left( 0.49 + \frac{F}{100} \right)$ のうちいずれか小さい数値	$\frac{3}{40} F$ 又は $\frac{3}{4} \left( 1.35 + \frac{F}{25} \right)$ のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の2倍とする。	長期に生ずる力に対するせん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。	
(二) (一)以外の場合	$\frac{F}{4.5}$ 又は6のうちいずれか小さい数値	$\frac{F}{45}$ 又は $\frac{3}{4} \left( 0.49 + \frac{F}{100} \right)$ のうちいずれか小さい数値	$\frac{F}{15}$ 又は $\frac{3}{4} \left( 1.35 + \frac{F}{25} \right)$ のうちいずれか小さい数値			
この表において、Fは、設計基準強度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。						

二 遠心力鉄筋コンクリートぐい及び振動詰め鉄筋コンクリートぐいを用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1平方ミリメートルにつき40ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)		
圧縮	せん断	付着	圧縮	せん断	付着
$\frac{F}{4}$ 又は11のうちいずれか小さい数値	$\frac{3}{4} \left( 0.49 + \frac{F}{100} \right)$ 又は0.7のうちいずれか小さい数値	$\frac{3}{4} \left( 1.35 + \frac{F}{25} \right)$ 又は2.3のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の2倍とする。	長期に生ずる力に対するせん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。	
この表において、Fは、設計基準強度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。					

三 外殻鋼管付きコンクリートぐいを用いるコンクリートの圧縮の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1平方ミリメートルにつき80ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)
$\frac{F}{3.5}$	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の2倍とする。
この表において、Fは、設計基準強度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。	

四 プレストレストコンクリートぐいを用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1平方ミリメートルにつき50ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)

圧縮	曲げ引張り	斜め引張り	圧縮	曲げ引張り	斜め引張り
$\frac{F}{4}$ 4 又は15のうちいずれか小さい数値	$\frac{\sigma_c}{4}$ 4 又は2のうちいずれか小さい数値	$\frac{0.07}{4}F$ 又は0.9のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する圧縮又は曲げ引張りの許容応力度のそれぞれの数値の2倍とする。		長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応力度の数値の1.5倍とする。

この表において、F及び $\sigma_c$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F 設計基準強度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)

$\sigma_c$  有効プレストレス量(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)

五 遠心力高強度プレレストコンクリート(日本産業規格(以下「JIS」という。) A5373(プレキャストプレレストコンクリート製品)－2004 附属書五 プレレストコンクリートに適合するものをいう。)に用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1平方ミリメートルにつき80ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)		
圧縮	曲げ引張り	斜め引張り	圧縮	曲げ引張り	斜め引張り
$\frac{F}{3.5}$	$\frac{\sigma_c}{4}$ 4 又は2.5のうちいずれか小さい数値	1.2	長期に生ずる力に対する圧縮又は曲げ引張りの許容応力度のそれぞれの数値の2倍とする。		長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応力度の数値の1.5倍とする。

この表において、F及び $\sigma_c$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F 設計基準強度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)

$\sigma_c$  有効プレストレス量(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)

六 前各号の規定にかかわらず、くい体の構造方法及び施工方法並びに当該くい体に用いるコンクリートの許容応力度の種類ごとに応じて行われたくい体を用いた試験により構造耐力上支障がないと認められる場合にあっては、当該くい体のコンクリートの許容応力度の数値を当該試験結果により求めた許容応力度の数値とすることができる。

七 くい体又は地盤アンカー体に用いる緊張材の許容応力度は、平成13年国土交通省告示第1024号第1第十七号の規定を準用しなければならない。

八 くい体又は地盤アンカー体に用いる鋼材等の許容応力度は、令第90条に定めるところによらなければならない。ただし、鋼管ぐいにあっては、腐食しを除いたくい体の肉厚をくい体の半径で除した数値が0.08以下の場合においては、圧縮及び曲げに対する許容応力度に対して、次に掲げる式によって計算した低減係数を乗じるものとする。

$$Rc = 0.80 + 2.5 \frac{t - c}{r}$$

この式において、Rc、t、c及びrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Rc 低減係数

t くい体の肉厚(単位 ミリメートル)

c 腐食しろ(有効な防食措置を行なう場合を除き、1以上とする。)(単位 ミリメートル)

r くい体の半径(単位 ミリメートル)

2 くい体に継手を設ける場合にあっては、くい体に用いる材料の長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、継手部分の耐力、剛性及び<sup>せん</sup>靱性に応じて低減させなければならない。ただし、溶接継手(鋼管ぐいとする場合にあっては、JIS A5525(鋼管ぐい)－1994に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の耐力、剛性及び<sup>せん</sup>靱性を有する継手を用いる場合にあっては、この限りでない。

附 則(平成13年7月2日 国土交通省告示第1113号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 昭和46年建設省告示第111号は、廃止する。

附 則(平成17年7月21日 国土交通省告示第690号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月25日 国土交通省告示第203号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。



## 参照基準等

- ・ 開発許可制度運用指針
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書
- ・ 建築構造設計指針
- ・ 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針
- ・ 鉄筋コンクリート構造 計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・ 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- ・ 宅地防災マニュアルの解説